補装具費代理受領の可否についての届出書

　　年　　月　　日

　田村市長　様

所在地

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　田村市補装具費の支給に係る代理受領について、下記のとおり届け出ます。

１　代理受領の可否（該当する方に〇印をお願いします。）

　　【　可　・　否　】

２　裏面に記載の事項についての諾否（該当する方に〇印をお願いします。）

　　【　承諾します　・　了承できないため代理受領を辞退します　】

３　事業者所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| フリガナ |  |
| 事業者名 |  |
| フリガナ |  |
| 代表者名 |  |
| フリガナ |  |
| 請求者名 |  |
| 連絡先 | 電話番号FAX番号 |  | E-mail |  |
| 取扱補装具種目（取扱いをする種目の左に○印を記入してください。） |  | 骨格構造義肢 |  | 眼鏡 |  | 人工内耳 |
|  | 殻構造義肢 |  | 補聴器 |  | 重度障害者用意思伝達装置 |
|  | 装具 |  | 車いす |
|  | 姿勢保持装置 |  | 電動車いす |  | 児童用頭部保持具 |
|  | 視覚障害者安全つえ |  | 歩行器 |  | 児童用起立保持具 |
|  | 義眼 |  | 歩行補助つえ |  | 児童用排便補助具 |

（裏面）

【表面の届出事項２　補装具費代理受領の実施に係る取決め事項】

（1）補装具業者は、表面の届出事項に変更がある場合には、市長宛てに必ず届け出ること。（変更届出は任意の様式で可能）

（2）補装具費の購入、借受け又は修理の後に、身体障害者更正相談所等の行った適　　　合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発　　　見した場合は、補装具業者は当該箇所を改善すること。

（3）補装具の購入、借受け又は修理の後に、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は補装具業者の責任において改善すること。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表に規定する修理基準に定める調整又は小部品の交換若しくは修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）について補装具業者の責任において改善すること。

（4）補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしてはならない。

（5）市長は、表面に記載の事項について、障害者等に対し情報提供することができること。

（6）補装具業者は、補装具費支給対象者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望する場合には、補装具の購入、借受け又は修理の完了後に受領委任を受けたことがわかる所定の代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状及び補装具費支給対象障害者等による補装具受領印を受けた補装具費支給券を添付した請求書により市長に当該費用を請求すること。

（7）補装具業者は、補装具費支給対象障害者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望しない場合には、補装具費支給対象障害者等より当該費用を受け取り、明細のわかる領収書を発行すること。

（8）補装具業者は、補装具費の代理受領に係る関係帳簿を５年間保存すること。

（9）補装具販売、貸与及び修理に関し取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に管理すること。